

令和5年度市民参加実施予定事業

市民参加条例第6条第1項対象事業

	事業名【担当課】	内容	市民参加の手法	実施予定
1	都市農業推進計画の中間見直し 【産業支援課】	都市農業推進計画とは、和光市における都市農業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、都市農業の安定的な継続を図るために平成31年度から概ね10年後を見据えた計画となっている。現状と計画の調整や法や制度改正に伴う変更を予定している。	都市農業推進計画策定委員会	令和5年5月～令和6年3月
			パブリック・コメント手続	令和6年2月
			意見交換会	令和5年10月～12月
2	第二次和光市生活困窮者自立支援計画の中間見直し 【地域包括ケア課】	第二次和光市生活困窮者自立支援計画とは、市が生活困窮者の自立に向けた包括的な支援を推進するために必要な施策を位置づけるため策定した。地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、中間見直しを実施する。	第二次和光市生活困窮者自立支援計画の中間見直し	3回
3	第七次和光市障害者計画及び第7期和光市障害福祉計画 【社会援護課】	第七次和光市障害者計画・第7期和光市障害福祉計画とは、障害者福祉施策の理念や方針、施策の体系と各施策に伴うサービスの必要量や確保策を規定する計画であり、第六次及び第6期の計画期間終了に伴い策定する。	和光市自立支援協議会	3回
			パブリック・コメント手続	令和6年1月
			ヒアリング	令和5年8月
4	第9期和光市介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画 【長寿あんしん課】	介護保険法に基づく第9期介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画（長寿あんしんプラン）であり、令和5年度で3カ年の第8期和光市長寿あんしんプランの計画期間が終了するため、第9期計画を策定する。	和光市長寿あんしんプラン策定検討会議	5回
			パブリック・コメント手続	令和6年2月
5	第二次健康わこう21計画・第三次和光市食育推進計画の中間評価 【健康保険医療課】	第二次健康わこう21計画・第三次和光市食育推進計画は、平成30年度～令和9年度までの市の健康増進計画であり、中間評価を令和2年度に実施する予定であったが、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い延期し、国の健康日本21計画（第3次）が令和4年度に公表され、それに基づく市町村健康増進計画は令和5年度以降に策定することになったため、令和5年度市民アンケート、令和6年度に中間評価を実施する。	ヘルスソーシャルキャピタル審議会	3回
			パブリック・コメント手続	令和6年2月
			アンケート調査	令和5年6月～7月
6	第三次和光市国民健康保険ヘルスプランの策定 【健康保険医療課】	第三次和光市国民健康保険ヘルスプランとは、国民健康保険の運営を行う上での基本的な方針となる計画であり、計画期間の国民健康保険税率等を定めるものとなっている。第二次和光市国民健康保険ヘルスプランの計画期間終了に伴い、第三次和光市国民健康保険ヘルスプランを策定する。	和光市国民健康保険運営協議会	6回
			パブリック・コメント手続	令和5年12月～令和6年1月
7	第3期和光市子ども・子育て支援事業計画の策定 【ネウボラ課】	和光市子ども・子育て支援事業計画は子どもや子育て支援対策を総合的かつ計画的な推進を図るための計画である。第2期和光市子ども・子育て支援事業計画の期間が令和6年度に終了することに伴い、新たに令和7年度から開始する第3期和光市子ども・子育て支援事業計画を策定する。第3期計画策定に向けて令和5年度は市民ニーズ調査、令和6年度に計画策定と2か年に渡り計画を策定する。	和光市子ども・子育て支援会議	10回
			パブリック・コメント手続	令和7年1月～2月
			アンケート	令和5年8月
			ワークショップ	令和5年8月
8	空家等対策計画の策定 【都市整備課】	空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、空家等対策計画を策定するものです。空家等対策計画の作成及び実施に関する協議を行う空家等対策協議会の設置支援等も行うものとする。	空家等対策協議会	3回
			パブリック・コメント手続	令和6年2月～3月
9	立地適正化計画の策定 【都市整備課】	持続可能な都市構造への再構築を目指し、人口減少社会に対応したコンパクトシティを実現するためのマスタープランであり、市町村が必要に応じて策定する計画です。持続可能な社会まっちづくりに向け、居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等の様々な都市機能を誘導するものです。	和光市立地適正化計画策定委員会	8回
			パブリック・コメント手続	令和5年12月～令和6年1月
			説明会（オープンハウス方式）	令和5年4月～5月

	事業名【担当課】	内容	市民参加の手法	実施予定
10	和光市まちづくり条例の改正 【建築課】	前回の改正から相当期間が経過し、現行の指導内容を条文に反映させるために和光市まちづくり条例の改正を行う。	パブリック・コメント手続	令和5年5月～6月
11	和光市地域防災計画の改定 【危機管理室】	和光市の地域に関する災害対策に関し、和光市、県及び関係機関、公共的団体等がその有する全機能を有効に発揮して市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とした計画の見直しをする。	和光市防災会議	3回
			パブリック・コメント手続	令和5年11月～12月